

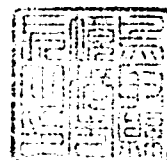


境港市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例の制定請求を令和4年1月21日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年1月21日

境港市長 伊達 憲太郎



1 請求代表者の住所及び氏名

境港市 [redacted] 黒目 伸一郎

境港市 [redacted] 中島 ちから

境港市 [redacted] 足田 芳憲

2 請求の要旨

島根原子力発電所2号機は1989年2月に運転を開始し、2012年1月定期検査のため運転を停止しました。原子力規制委員会は2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故や教訓を踏まえ2013年7月に新規制基準を施工し、同年12月より2号機は新規制基準による適合検査を受け、2021年9月15日に審査が終了し再稼働が許可されました。

境港市は「港湾」「漁港」「空港」と3つの重要な港を有し、同時に「さかな」「鬼太郎」「港」を観光・産業資源として成長中です。とりわけ自然との共生による生活と環境づくりは境港市の大きなまちづくりビジョンとなっています。

原発を再稼働することにより電力供給・エネルギーバランスにとどまらず、中海圏域の経済、環境、防災など多岐にわたり考えなければならないことがあります。

しかし、多くの住民は原発やエネルギー問題について学んだり、話をする機会も少なく、そのため自身の意見をもてないのが実情です。

このような多岐にわたるテーマについて議論を深めることが、市民及び境港市のまちづくりにとって重要課題であるといえます。よって私たちは広く市民の意思を表明する方法として住民投票の実施が必要であると考えます。

地方自治の本旨に基づき、間接民主主義を補完する手段として、住民投票の実施を求め、標記条例の制定を請求いたします。